

協働型ボランティア促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民、各種団体等が、県とのパートナーシップに基づいて協定を結び、土木施設の維持管理活動を実施する制度（以下「アダプト制度」という。）を県が支援するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アダプト団体 アダプト制度により活動を実施する団体をいう。
- (2) 土木施設 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程（平成15年鳥取県告示第321号。以下「規程」という。）第2条に規定する施設及び鳥取県が管理する施設をいう。
- (3) 所長等 各総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長、各県土整備事務所長、鳥取港湾事務所長または境港水産事務所長をいう。

(対象団体)

第3条 アダプト団体は、次の条件のすべてを満たす団体とする。

- (1) 規程第3条に規定する愛護団体
- (2) 団体の構成員数が10名以上の団体

(対象施設)

第4条 アダプト制度の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、草刈り、植栽管理、高木の防除、歩道除雪等の維持管理活動が必要な次の各号に掲げる土木施設でそれぞれ当該各号に定める条件に当てはまるものとする。

- (1) 道路 延長0.5キロメートル以上又は植樹柵の面積50平方メートル以上
ただし、歩道除雪について、所長等が定める歩道除雪計画区間が0.5キロメートル未満の場合は、その全区間とする。
- (2) 河川、砂防、公園、海岸又は港湾 草刈り、藻刈り等が必要な面積が0.2ヘクタール以上
- (3) 高木 所長等が防除を必要と認める範囲
- (4) 前各号に掲げるもののほか、技術企画課長が必要と認める活動

(募集方法)

第5条 所長等は、対象施設の範囲等を決定し、協定を締結しようとする年度の前年度末までにアダプト団体を募集し、その中から協定団体の決定を行う。ただし、歩道除雪活動については、活動を行う年度の10月を目途に募集及び決定を行う。

- 2 所長等は、前項の協定団体の決定に当たっては、アダプト団体が行おうとする対象施設の範囲が当該アダプト団体にとって危険を伴うものではないかどうかを勘案し、必要に応じ当該アダプト団体と協議、調整の上、決定を行うものとする。

(協定等)

第6条 所長等は、前条の規定により決定したアダプト団体と様式第1-1号（歩道除雪活動の場合は様式第1-2号）による協定を5月末までに（歩道除雪については11月を目途）に締結するものとする。

- 2 前項の規定により、県と協定を締結したアダプト団体は、当該協定又は法令に従い、対象施設の維持管理活動を適切に行うものとする。
- 3 協定に基づく活動期間は、協定締結の日以降の日で甲乙協議の上定める日から当該日の属する年の11月末まで（歩道除雪については年度末まで）とする。ただし、12月末まで活動を計画されている場合は、12月末まで期間を延長することができる。

※活動の始期は、協定締結日を原則とするが、新年度当初から活動するに当たり前年度末に協定締結する必要がある場合は、予算措置された日以降の日をもって協定締結を行い、活動の始期を新年度の4月1日とする。

(報告等)

第7条 アダプト団体は、活動期間中の活動実績を、様式第2-1号(歩道除雪活動の場合は様式第2-2号)により取りまとめ、前条の規定により協定を締結した所長等に提出するものとする。

(交付金の交付)

第8条 所長等は、アダプト団体による対象施設の適切な維持管理活動が行われたことを確認したときは、協働型ボランティア促進事業交付金交付要綱(平成20年4月23日付第200800010697号)の規定に基づき当該アダプト団体に交付金を交付する。

(表示板の設置)

第9条 所長等は、アダプト団体からの希望があった場合は、団体名入りの看板を設置することができる。

(その他)

第10条 この要領に定められていない事項は、所長等とアダプト団体が協議の上決定する。

附 則

- 1 この要領は平成20年4月23日から施行する。
- 2 地域が育む河川環境保全事業実施要領(平成15年7月7日県土整備部長通知)は、廃止する。

附 則

この改正は平成21年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付決定が行われた交付金については、改正後の協働型ボランティア促進事業実施要領の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成26年3月31日から施行する。

附 則

この改正は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

様式第1-1号（第6条関係）

協働型ボランティア促進事業協定書

（目的）

第1条 アダプト団体（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）は、土木施設の維持管理活動について次のとおり協定を締結するものとする。

（役割分担）

第2条 甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

ア 草刈り（年2回以上）

イ 藻刈り（年1回以上）

ウ 植栽管理

エ 高木の防除（年2回以上）

オ 清掃活動

カ 土木施設に異常等があった場合の通報

（注）協定締結に当たり、ア～エの役割のうち、対象としないものは削除すること。

（2）乙の役割

ア 交付金の交付

イ 団体名入りの看板の設置（アダプト団体から希望のあった場合に限る。）

（活動場所）

第3条 本協定に基づく活動場所は、次のとおりとする。

一級河川〇〇川

〇〇市 〇〇町 〇〇 地先

面積 〇〇〇平方メートル（うち植栽管理〇〇〇平方メートル）

（活動期間）

第4条 本協定に基づく活動期間は、〇〇年〇〇月〇〇日（協定締結の日以降の日で甲乙協議の上定める日）から〇〇年11月末までとする。

（協定の解除）

第5条 甲が本協定の期間中に本協定の解除の申請を申し出たとき、本協定に規定する役割を果たしていないとき又はアダプト団体としてふさわしくないとき乙が認めたときは、乙は本協定を解除することができる。

（疑義の発生）

第6条 甲は、その活動に際し疑義が生じたときは、乙と協議する。

甲と乙は、双方この協定書に記名、押印の上、各1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 団体の所在地又は代表者の住所
団体の名称
代表者氏名

印

乙 鳥取県〇〇〇〇
鳥取県
職名

印

様式第1-2号（第6条関係）

協働型ボランティア促進事業協定書

（目的）

第1条 アダプト団体（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）は、土木施設の維持管理活動について次のとおり協定を締結するものとする。

（役割分担）

第2条 甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

10センチメートル以上の積雪時における歩道の除雪（除雪幅50センチメートル以上）

（2）乙の役割

交付金の交付

（活動場所）

第3条 本協定に基づく活動場所は、次のとおりとする。

〇〇〇〇線における下記区間（図面添付）

〇〇市 〇〇町 〇〇 地先 ～ 〇〇市 〇〇町 〇〇 地先

歩道除雪延長 〇〇〇メートル

（活動期間）

第4条 本協定に基づく活動期間は、〇〇年〇〇月〇〇日（協定締結の日以降の日で甲乙協議の上定める日）から〇〇年3月31日までとする。

（協定の解除）

第5条 甲が本協定の期間中に本協定の解除の申請を申し出たとき、本協定に規定する役割を果たしていないとき又はアダプト団体としてふさわしくないとき乙が認めたときは、乙は本協定を解除することができる。

（疑義の発生）

第6条 甲は、その活動に際し疑義が生じたときは、乙と協議する。

甲と乙は、双方この協定書に記名、押印の上、各1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 団体の所在地又は代表者の住所
団体の名称
代表者氏名 印

乙 鳥取県〇〇〇〇
鳥取県
職名 印

年度 協働型ボランティア活動報告書

団体名 _____

1 活動場所

区 域	
面積又は 本数	平方メートル（うち植栽管理 本 平方メートル）

2 活動状況

実施 年月日	実施区間 又は区域	実施内容	参加 人員	実施時間	備考

(注) 活動実績の分かる書類（作業前後の写真等）を添付すること。

年度 協働型ボランティア活動報告書（歩道除雪用）

団体名 _____

1 活動場所

区 域	
延 長	メートル

2 活動状況

実 施 年月日	実施区間	延長 (m)	参加人数	実施時間	備 考

- (注) 1. 活動実績の分かる書類（作業前後の写真等）を添付すること。
2. 歩道除雪作業を複数回実施した場合は、そののべ延長を記入すること。